

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

小林 文治

はじめに

二〇〇二年四月から一二月にかけて発掘された里耶秦簡は、秦の一次資料として早くから注目され、まず『文物』二〇〇三年第一期に発掘簡報及び一部釈文が⁽¹⁾、『中国歴史文物』二〇〇三年第一期に『文物』と同内容の釈文が公表された。⁽²⁾二〇〇七年一月には岳麓書社より正式の発掘報告書である湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』が出版され、同書にはさらに未公表だった一部釈文が公表された。⁽³⁾これにより里耶秦簡研究は活発となり、専著も出版されるなど中外を問わず研究蓄積が着実に増加している。⁽⁴⁾ただしこれらの研究はわずかな釈文を頼りに研究を行わざるを得

ない状況で、包括的な研究は正式な図版・釈文の公表を待たなければならなかった。そして二〇一二年一月、文物出版社より最初の正式な図版・釈文集である湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡（壹）』が出版された。本書にはまず第一号井戸の第五層・六層・八層から出土した、全部で二五五二の簡番号を持つ木牘の図版・釈文が収録され、カラー写真も一部採録されている。さらに同時に武漢大学出版社より陳偉主編『里耶秦簡牘校釈』第一卷（以下、『校釈』と称す）が出版された。これは武漢大学陳偉教授が主任を務める武漢大学簡帛研究中心が『里耶秦簡（壹）』の内容を改めて精査し、断片を接合して釈文・注釈を施したものである。以上の基礎的刊行物の出版により、里耶秦簡研究は今後加速度的に研究が進んでいくことが予想され

る。^⑤

里耶秦簡は統一秦期のものを中心とする洞庭郡遷陵県の一次資料とされる。洞庭郡は当時の南郡の南に位置し、秦の版図で最も南に位置する郡の一つである。従って秦のなかでは辺境と言え、当時の辺境経営の様子を伝える資料としても注目される。これまで辺境経営の実態を伝える資料としては前漢中後期の敦煌漢簡・居延漢簡・額濟納漢簡等が知られている。ここでは辺境独特の軍事組織が形成され、末端である烽燧には内郡から派遣されてきた戍卒が各種労役に従事していたことがうかがえる。戍卒とは、内地の郡県から辺境に派遣されて来た兵卒のことで、成人男子が輪番で負担したとされる。この戍卒については、以前より秦漢時代における民の負担体系を明らかにする鍵として注目され、既に多くの研究がある。^⑥ここでは秦漢時代、民は一生に一度、一年間戍卒として辺境に赴き労働に従事したとされているが、輪番交代のしくみや時代ごとの制度変遷については未だ不明な点が多い。

振り返って里耶秦簡を見てみると、『文物』及び『中国歴史文物』に掲載された積文のなかに戍卒に関する資料があり、早くから洞庭郡は戍卒の就役地であることが知られていた。^⑦さらに今回公表された里耶秦簡には、既に公表されていた積文のみではうかがえなかった戍卒の具体的な労

役内容や統属関係を示す資料が多く存在することから、前漢の戍卒研究と同様に、秦の戍卒についても詳しい考察が可能になった。これは秦における辺境防備の様子をうかがう上で、更に時代ごとの戍卒の制度変遷を追う点において大きな意義がある。そこで本稿では、まず里耶秦簡中に見える戍卒の形態・労役内容を整理し、そこから浮び上がってきた当時の辺境の様子は秦の軍事制度史上どのような意味を持つのかを検討したい。更にこの過程のなかで当時の軍事政策の一つである「謫戍」にも若干触れたい。謫戍は始皇帝による北方・南方への更なる版図拡大のなかで行われた政策で、秦滅亡の引き金となった陳渉・呉広の乱を引き起こしたことでも知られる。今回公表された里耶秦簡には謫戍に関する資料も少なからず含まれていることから、同時代資料から考察し、改めて謫戍の役割を検討することができるようになった。この点も秦の辺境経営をうかがう上で重要である。

本稿で使用する図版・簡番号は『里耶秦簡〔壹〕』に従い、接合されたものは特に注記のない限り『校釈』に従った。積文については『里耶秦簡〔壹〕』と『校釈』それぞれで異なる部分があるが、図版を確認し適宜修正した。また本稿で木牘を引用する場合、『校釈』と同様に行番号はローマ数字で表記し、段番号はアルファベットで示した。

第一節 戍卒の形態・出身地

本節ではまず里耶秦簡に見える戍卒の形態を①更戍・②冗募・③罰戍・④吏以卒戍・⑤適戍の五つに分類し、それぞれ検討する。

①更戍

まず最初に「更戍」と称される戍卒群を見てみる。更戍とは『校釈』も指摘するように輪番交代の戍卒、つまり成年男子全員に課される正規労役として派遣された戍卒である^⑧。従来居延漢簡などでは正規労役の戍卒は単に「戍卒」と表記され、特に「更戍」と表記される例は見えなかつた。ところが里耶秦簡にこのような表記が見えることから、前漢中後期と秦とでは戍卒の身分表記には違いのあることがわかった。更戍の例は以下のとおり。

8850

☐人忠出貸更戍士五(伍)城父陽鄭得☐

8980

☐稟人忠出貸更戍城父士五(伍)陽權儀棚八月九月☐

8-1000

☐【人】忠出貸更戍士五(伍)城父中里簡。

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

8-1024

☐【稟】人忠出貸更戍士五(伍)城父蒙里☐☐ I

☐ 令史卻視平。☐ II

以上の四例はいずれも穀物出倉に関するもの(以下、「穀物出倉簡」と称する)である。『里耶発掘報告』が言及しているように、穀物出倉簡は整簡を見るといずれも約三五センチメートルと通常の木牘より長い^⑨。そこで上記四例を見ると、これらはいずれも前後どちらかもしくは両方が断絶しているが、整簡であれば約三五センチメートルの長尺簡であつたと思われる。この「更戍」の例は全て名県爵里が記されており、しかも全ての例が「城父」を本籍としている点に特徴がある。城父県は后曉榮氏によれば秦では四川郡の属県で、これより戍卒は秦内郡から洞庭郡に派遣されていることがわかる^⑩。戍卒の出身地に偏りがあることは居延漢簡でも見られ、先行研究では前漢中後期では、本籍地で県ごとに派遣団を組織していたとされる^⑪。これを参考にして里耶秦簡の更戍の傾向を見ると、秦でも前漢中後期のように県ごとに戍卒の派遣団が組織され洞庭郡に派遣されていた可能性が高い。

②冗募

次に「冗募」について見てみる。「冗募」の語は睡虎地

秦簡に見え(後述)¹²、そこでは兵卒に志願(応募)する意とされている。¹³ 里耶秦簡にはその「冗募」の实例と見られる資料が散見し、具体的な考察が可能になった。その例は以下の通り。

8-132.334

□冗募羣戍卒百卅三人 A I

□廿六人。●死一人。 A II

□六百廿六人而死者一人。 A III

尉守狐課。 B I

十一月己酉視事、盡十二月辛未。 B II

ここでは「冗募羣戍卒」が志願した戍卒と見なされる。この8-132.334簡は「尉守狐課」とあるように尉(おそらく遷陵県尉)の「課」と呼ばれる記録簿の一種である。木牘の上部が欠損しているため全体の文意は判然としないが、おそらく戍卒を含む兵卒の人数を記した記録簿であろう。この8-132.334簡に見える「冗募」の戍卒は、『校釈』も指摘する通り、戍卒個人の記録を表す際には「冗戍」と表記されていたようである。¹⁴ すなわち、

8-666.2006

卅年五月戊午朔辛巳、司空守敞敢言之。冗戍士五(伍)

□ I

過高成免 衣 用 當 傳。謁遣吏傳。謁報。 II

敢言之。 III

8-666.2006背

辛巳旦食時食時、隸臣殷行。

武 □

とある。『校釈』も指摘する通り、この木牘の「冗戍士五 □」は「冗募」の戍卒を指すと思しい。¹⁵ 通常、名県爵里は爵位のあとに本籍が書かれることが多いが、本木牘の冗戍は未読字の部分の名前、本籍が「高成」と考えられる。『校釈』は二行目を一続きの文章と見なしているが、実際図版を見ると「免」・「衣」・「用」・「當」・「傳」の各字間に間隔がある。おそらく「冗戍士五(伍) □過高成免」の部分は、冗戍士伍 □が高成県に帰還して免ぜられた(任期満了)という意ではないだろうか。高成県について『校釈』は、これを『漢書』卷二八地理志上の記載に基づき渤海郡・南郡のいずれかの属県とする。¹⁶ これを秦の郡に当てはめると、それぞれ巨鹿郡・南郡のいずれかということになる。この問題については他に関連資料がなく、判断が難しいのでこれ以上は触れない。

③罰戍

次に「罰戍」について見てみる。罰戍の呼称は伝世文献には見られないものの、尹湾漢墓木牘に見えることから、¹⁷ 前漢後期には存在していたことが従来から指摘されてい

た。そして今回里耶秦簡に見えることにより、既に秦から存在していたことがわかった。罰戍は字義から推測すれば刑罰として戍卒勞役を科され、派遣されてきた者と思しいが、そうなるならば「戍辺刑」を受けて派遣された者達となる。戍辺刑とは、律文において「戍…歳」・「戍邊…歳」と表記される期限つきの刑罰である。¹⁸ その彼らの身分表記については以下の資料を見てみたい。

8429

罰戍士五（伍）資中宕登爽署遷陵書。□

8761

粟米一石九斗少半斗。 卅三年十月甲辰朔壬戌、發

弩繹・尉史過出資罰戍士五（伍）醴陽同□祿。 廿

I

令史兼視平。 過手。 II

8781.1102

卅一年六月壬午朔丁亥、田官守敬・佐郢・稟人姪出資

罰戍簪裏壞（裏）德中里悍。 I

令史逐視平。 郤手。

8429簡は頭部が黒く塗りつぶされていること、一行で完結していることから、罰戍を遷陵県に「署」する、つまり所屬させることを伝える書簡の表題と思しい。その下二例は穀物出倉簡であり、8761簡は整簡、8781.1102簡は

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

『校釈』が接合してひとつづきの木牘としたものである。8429簡の「資中」は『漢書』地理志上によると前漢では犍為郡の屬県であるが、秦の資料ではその存在を確認できない。従って秦における「資中」の具体的な位置も推測に依らざるを得ないが、秦の資中県が前漢と同地にあると前提すれば、秦では蜀郡屬下ということになる。8761簡に見える「醴陽」は『史記』・『漢書』に見えず、『校釈』は張家山漢簡「奏讞書」案例一五、香港中文大學所藏簡牘、荊州松柏一号漢墓木牘に見える例から、これを南郡の屬県と見なしている。¹⁹ 本稿ではひとまず『校釈』の解釈に従っておく。8781.1102簡の「壞（裏）德」も『漢書』地理志上によれば前漢では左馮翊の屬県であるが、秦の資料には見えない。そこで資中県と同様地理比定をすると、内史の屬県と見なされる。

以上の例から、罰戍は他郡から洞庭郡に派遣されてきたことがわかる。尹湾漢墓木牘では東海郡から上谷郡に罰戍が派遣されており、罰戍は前漢後期では内郡から辺郡に派遣されていたようである。²⁰ 里耶秦簡の傾向から見れば、秦でも同様であったと見なせる。また彼らの爵位を見てみると第四級簪裏を持つ者がおり、罰戍は爵位の保持が可能であったことがわかる。

④吏以卒戍

次に「吏以卒戍」について見てみたい。これは「二年律令」捕律第一四〇—一四三簡に

羣盜の人を殺傷し、人を賊殺傷し、強盜するもの、即し縣・道に發せば、縣・道、亟やかに爲に吏・徒の以て之を追捕するに足るを發し、尉、分將し、令、兼將し、亟やかに盜賊の發及するの所に詣り、窮を以て之を追捕せよ。敢えて□界して環（還）る毋かれ。吏、徒を將い、盜賊を追求するに、必ず之を伍とせよ。盜賊、短兵を以て其の將及び伍人を殺傷し、而して捕得すること能わずんば、皆戍邊二歲。卅日中に能く其の半以上を得ば、盡く其の罪を除け。得るも半に能わずんば、得る者獨りのみ除け。●死事する者、後を置くこと律の如くせよ。大いに臂膂股脰を瘠つけ、或いは誅斬せば、除け。盜賊と遇うも去りて北げ、及び力、以て追逮して之を捕うるに足るも□□□□□□逗留畏栗（慄）して敢えて就かずんば、其の將の爵一級を奪い、之を免じ、爵母き者は、戍邊二歲。而して圜の圜いる所の圜・囹を罰し、圜を以て國邊圜々□□。吏・徒を興して盜賊を追うに、已に令を受くるも捕げば、畏栗（慄）を以て之を論ぜよ。

とある「以卒戍邊…歲」という形式の刑罰を受けた官吏と

見なせる。この形式についてはもともと二年律令にのみ用例が見えることから、「以卒」とはどのような意味であるのか（そもそも戍卒は「卒」身分であるので、わざわざ律文に「以卒」と表記する必要がない）判然としなかったところが里耶秦簡に「吏以卒戍」という用例が見つかったことから、少なくとも吏が戍辺刑を受けた場合、「吏以卒戍」という身分となり、派遣されることが確認された。通常、成年男子が戍辺刑を受けた場合、派遣先では先に見たように「罰戍」と表記されるはずである。従って本例は吏が戍辺刑を受けた場合の表記方法であったことになる。一般の成年男子とは何故表記が異なるのかについては、資料の増加を待っての検討が必要であるが、少なくともここからは官吏が戍辺刑を受けた場合は何らかの優遇措置（刑期満了後も官吏に復帰できる等）が想定できるのではないだろうか。その「吏以卒戍」については以下のようにある。

8-1094

□□出貸吏以卒戍士五（伍）涪陵戲里去死十一月食。

I

□ 尉史□出。 狗手。 II

この簡も他の穀物出倉簡と書式は同じである。従って上部が欠損しているが整簡であれば、長尺の木牘であったはずである。「涪陵」は巴郡の屬県。従って罰戍と同様、「吏

以卒戌」も他郡から洞庭郡へ派遣されてきたことがわかる。

⑥適(謫)戌

最後に「適戌」について見てみる。そもそも「適(謫)」「謫」とも表記される「戌」とは『史記』卷六秦始皇本紀始皇三十三年・三四条に

三十三年、諸々の嘗ての逋亡人・贅壻・賈人を發して陸梁の地を略取せしめ、桂林・象郡・南海と爲し、適を以て戌を遣す。……又た蒙恬をして河を渡り高闕・陽山・北假中を取り、亭障を築きて以て戎人を逐わしむ。謫を徙し、之を初縣に實たす。……三十四年、獄を治むる吏の不直なる者を適し、長城及び南越の地を築かしむ。

とある始皇帝による東南・西北への領土拡大政策において、前線を守るべく派遣された者達のことである。この史料では謫戌としてかつての逃亡者・入婿・商人などが挙げられているが、彼らは当時の社会通念上「ツミ」を負っている、という特徴があるとされる²²⁾。謫戌は後世統一秦における過度の拡大政策の象徴として批判の対象とされてきた。ではこの謫戌が当時の一次資料にはどのようなにあらわれているのだろうか。それについては以下のようにある。

8-899

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

□貸適戌士五(伍) 高里慶忌□

8-1029

□已朔朔日、啓陵郷守狐出貸適戌□□

上記二例も穀物出倉簡の一部であり、整簡であれば長尺の木牘とらしい。ここに見える「適戌」の例の特徴として、8-899簡に見えるように県名が記されていないことが挙げられる。このような県名の省略についてまず考えられることは、この適戌慶忌の本籍が遷陵県である場合であろう。慶忌の本籍地と思しい「高里」に関しては81443.1455簡正面に

卅二年六月乙巳朔壬申、都郷守武爰書。高里士五(伍)

武自言以大奴幸・甘多・大婢言・言子益 I

等、牝馬一匹予子小男子産。典私占。初手。II

(背面略)

とあるのが参考になる。これは高里士五(伍) 武の財物贈与に関する遷陵県都郷の爰書である²³⁾。ここで士伍武の本籍は県名・郷名が省略され「高里」とのみ見えることから、高里は遷陵県都郷属下の里であると考えられる²⁴⁾。ここから考えると「高里」とのみ記される適戌慶忌の本籍も具体的には遷陵県都郷高里ということになり、彼は他所から派遣されてきた戌卒ではないということになる。この適戌が遷陵県を本籍とすることについては二つの可能性が想定でき

る。①伝世文献に見える始皇帝の政策通り、他郡から移民という形で派遣され、その本籍を洞庭郡遷陵県とした。②実は伝世文献の謫戍とは別の形式が存在した。すなわち、もともと洞庭郡遷陵県の民であった慶忌が、何らかの理由で謫戍とならざるを得なくなった。つまり現地採用の謫戍が存在した。現段階では見ることのできる資料が限られているため、どちらが正しいか判断が難しい。しかしあえて言うならば、伝世文献と里耶秦簡双方を照らし合わせて最も整合的に解釈できる①を支持したい。すなわち、本木牘の謫戍は他所から移民の形で派遣され、洞庭郡で戍卒として労役に従事していた、と。

このように解すると彼らは移民という形で派遣され、派遣先で本籍に付けられている以上、もともと居住していた地域に戻ることは原則許されないはずである。すると本籍が洞庭郡ではない更戍や罰戍は任期が満了すれば本籍地に帰還することができたが、謫戍はそうではなかったことになる。更に謫戍が洞庭郡に派遣されていることに注目したい。そもそも伝世文献によれば、謫戍は南方拡大政策の過程で新たに設置された郡に置かれ、辺境防備を担った。さらに洞庭郡は地理的に『史記』秦始皇本紀に見える桂林郡・象郡・南海郡の丁度北面に位置している。このことに鑑みると、秦は洞庭郡を南方拡大政策の橋頭堡とし、当地

に謫戍を派遣していたと見るべきである。⁽²⁵⁾

以上のように見てくると、洞庭郡に駐屯する戍卒は謫戍以外は他郡を本籍とする者達ということになる。更戍は全員が四川郡城父県、冗戍は巨鹿郡か南郡、罰戍は蜀郡一人、内史一人、南郡一人、「吏以卒戍」は巴郡一人ということになる。罰戍と「吏以卒戍」は戍辺刑を科された者達であるので、現段階では戍辺刑を科されて派遣されてきた者達の出身地については一定の傾向を見いだせない。また後述するように、本節で確認した戍卒の形態の総称もしくは別称と思しい「戍卒」・「屯戍」の例を見ると、具体的な地理比定は難しいが、南郡・衡山郡附近出身の者一人、巴郡一人を更に加えることができる。このようにその内訳を見ると洞庭郡の近隣の郡から派遣されてきた者が多い傾向にあると言える。このような戍卒の派遣元の傾向については、岳麓書院蔵秦簡中にも記述がある。すなわち、

縮請許而令郡。有罪罰當戍者、秦原署四川郡。東郡・
參川・穎川署江湖郡。南陽・河内署九江郡。……（〇
七〇六号簡）

河内署九江郡。南郡・上黨□邦、道當戍東故徼者、署
衡山郡。（〇三八三三号簡）

縮、許を請うて郡に令す。罪有りて罰せられて戍に當
る者は、秦原は四川郡に署せ。東郡・參川・穎川は江

湖郡に署せ。南陽・河内は九江郡に署せ。……（〇七
〇六号簡）

河内は九江郡に署せ。南郡・上黨□邦、道の東の故徼
を成るに當る者は、衡山郡に署せ。（〇三八三号簡）

とある。⁽²⁶⁾この資料はまだ図版が公開されていないのでその
公開後改めて検討する必要があるが、〇七〇六号簡は「有
罪罰當戍者」、つまり各郡の罰戍をどの郡に派遣するかを
規定しているものであり、〇三八三号簡も類似した内容の
ものである。ただし〇三八三号簡後半は「當戍東故徼者」
とあるように戍卒で東の「故徼」に派遣される者に対する
規定である。岳麓書院藏秦簡は統一秦期の竹簡群とされる
ので、里耶秦簡とほぼ同時代のものである。従って当時は
戍卒を派遣するにあたり各郡からどの郡に派遣されるか規
定があった。すると里耶秦簡の戍卒の出身地も無規則では
なかったはずである。もともと、現段階では用例が非常に
少なく、しかも以下の資料のような例も存在する。すなわ
ち、

8-231

詰卂兼寄戍卒大夫□食

とあり、この戍卒の本籍と思しい「兼寄」について、『校釈』
は「兼」を「廉」と読み替え、『漢書』地理志下の記載に
基づき北地郡廉県寄里と見なしている。⁽²⁷⁾ただし秦の資料中

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

で北地郡に廉県が存在したことは確認できない。この『校
釈』の解釈については是非を問うことは現段階ではできない
が、ともかく解釈によっては北方から派遣されてきたと思
しい戍卒を含む可能性がある。戍卒の出身地の傾向を
探るには今後の資料の増加を待つて検討する必要がある。
以上、戍卒の形態を五つに分類して検討してきたが、検
討した用例を見ると、各呼称が見える木牘のほとんど
が穀物出倉簡であることがわかる。従って、ここからは戍
卒が具体的にどのような労役を担っていたかを検討するこ
とはできない。そこで次節では他の木牘を用いてこのこと
を検討する。

第二節 戍卒の労役内容・身分

そもそも戍卒がどのような労役を担っていたかという点
は、周知の通り居延漢簡等に見える詳細な記述から前漢中
後期に限ってはよく知られている。しかしながら、秦の戍
卒についてはほとんど不明と言つてよく、わずかに睡虎地
秦簡「秦律雜抄」の戍律に戍卒が築城に従事している様子
がうかがえる程度である。⁽²⁸⁾ところが里耶秦簡に多くの戍卒
の労役実態を記す資料が存在するため、少なくとも里耶秦
簡の段階で戍卒がどのような労役を担っていたのかは垣間

見られるようになった。以下、各事例を個別に見ていきたい。

8-106

□遷陵戍卒多爲吏僕、吏僕□

この木牘は欠損が甚だしく、もともといかなる内容であったかわからず、ただ遷陵県所属の戍卒の多くは「吏僕」となっているとある。「吏僕」は伝世文献・出土文字資料ともに用例がなく、具体的な統属関係・職掌は不明である。字義から推測するならば、彼らは官吏達の身の雑務を担っていたのではないだろうか。⁽²⁹⁾このように当時の戍卒は様々な職務を担っていたと思しく、他にも8-1401簡には

卅四年七月甲子朔甲戌、牢人更戍士五（伍）城□

とある。ここに見える「牢人」も伝世文献・出土文字資料ともに用例がなく、具体的な統属関係・職掌は不明である。字義から推測し、また遷陵県には獄が存在することを勘案すると、獄に関する労役を担っていたのかもしれない。

以下は戍卒が文書の伝達を担っている例である。

8-143

卅四年九月癸亥朔乙酉、畜□□ I

蓋侍食羸病馬無小、謁令官遣□□ II

病者無小、今止行書徒更戍城父柘□□ III

之。／卅五年十一月辛卯朔朔日、遷陵□□ IV

8-143背

如律令／履手。／十一月【壬】□□ I

十一月辛卯旦、史獲以來。／□□ II

この木牘も下部が欠損しているため全体の文意は判然としないが、馬など家畜の病気に関する通達であろうか。ここでは「行書徒更戍城父柘□□」の部分に注目される。「行書」は郵人などが担う文書を輸送する任務である。従って「行書徒更戍」は文書通達の任務を担った戍卒ということになる。戍卒が文書を輸送することは居延漢簡等でも散見し、前漢中後期の辺境では戍卒の重要な任務であった。⁽³⁰⁾その任務は上記資料に見えるように秦でも同様であった。

また上記資料に「行書徒」と表記されているところを見ると、戍卒は「徒」の範疇に含まれるようである。従来説では、第一節で引用した「二年律令」捕律等の律文で「徒」と表記される場合、刑徒のみが含まれる、刑徒と徴発された民が含まれる、など解釈は定まっていなかった。⁽³¹⁾しかし少なくとも戍卒は「徒」の範疇に含まれることが判明した。特に以下の資料は戍卒を「徒」と見なす明確な資料である。すなわち、

8-1517

卅五年三月庚寅朔辛亥、倉衡敢言之。疏書吏・徒上事

尉府 I

者牘北(背)。食皆盡三月、遷陵田能自食。謁告過所縣、以縣鄉次續 II

食如律。雨留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。

III

81517背

令佐温 I

更戍士五(伍)城父陽翟執 II

更戍士五(伍)城父西中座 III

胥手。 IV

81517

卅五年三月庚寅朔辛亥、倉銜、敢えて之を言う。疏書吏・徒の尉府に上事する者を牘の背に疏書す。食は皆な三月を盡くし、遷陵の田、能く自食す。過ぐる所の縣に告げ、縣・郷の次を以て續食せしむること律の如くせんことを謁む。雨ふりて留め投宿し齋する能わず。騰騰に當つ。來れば傳を復せ。敢えて之を言う。

81517背

令佐温 I

更戍士五(伍)城父陽翟執 II

更戍士五(伍)城父西中座 III

胥手。 IV

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

とある。この木牘は整簡である。ここでは「疏書吏・徒上事尉府者牘北(背)」の部分に注目される。「上事」については、8681簡に

8681

☐囚吾作徒簿(簿)

九人與吏上事守府☐ I

一人除道澤務☐☐ II

三人行廟。☐ III

8681背

=下。佐居以來。☐☐ I

とある。これは作徒簿の労役内容を記す木牘で、第二段一行目を見ると身分は判然としないが九人が吏とともに「守府」に「上事」していることが記されている。これは作徒簿であるから「上事」は何らかの労役内容を示しているはずなので、これは上番して労役を行う意と解するのが妥当であろう。従って81517簡も「尉府」に労役のため上番することと解すべきである。その「尉府」は、これだけを見ると洞庭郡尉府と遷陵県尉府のどちらかであるか判然としないが、本木牘正面第二行目を見ると「吏・徒」を「尉府」に派遣するため、通過する県や郷に食事の便宜を図るようにと記されている。本木牘は県を通過することが前提に書かれているので、派遣される者は遷陵県から別の県を通過して「尉府」に向かうことが予定されている。すると

遷陵県内に存在する「県尉府」ではありえず、これは洞庭郡尉府と解釈すべきであろう。つまりこの木牘は洞庭郡尉府において労役に従事するため派遣された「吏・徒」を木牘の裏に箇条書きしたものと解される。³²そして背面に記された「吏・徒」とは、「令佐温」と二人の「更戌」であるから、『校釈』も指摘するように「吏」とは「令佐」のこ
と、「徒」は更戌のことであることは疑いない。

またこの木牘で注目されるのは、「徒」すなわち二名の更戌が郡尉府に労役を行うため派遣されていることである。となると彼らは辺境防備施設ではなく官府において労役に従事していたことになる。ただしこの上番が臨時的なものか、それとも恒常的なものかは現段階では判然としない。このように官府に所属して労役に従事する戌卒は、他にも以下のような資料に見える。

8.247

□【尉】府爵曹卒史文・守府戌卒十五（伍）狗以盛都

結。I

□式□ II

8.247

□【尉】府爵曹卒史文・守府戌卒十五（伍）狗、盛の

都を以て結す。

□式□

これは「尉府」の爵曹に所属する卒史文と「守府」に所属する戌卒狗が「以盛都結」という労役を行った記録である。前者の「尉府」も前引資料と同様洞庭郡尉府である。後者の「守府」は、『校釈』によると文脈によって洞庭郡守府であったり遷陵県府であったりする。³³従って『校釈』に従うならば文脈に沿って郡守府と県府のどちらを指すのかを判断しなければならぬが、本木牘では守府は郡尉府と並列して記されている。とするとここでの守府は洞庭郡守府であろう。最後の「以盛都結」については、『校釈』は「都」を「堵」、「結」を「婢」に読み替え、睡虎地秦簡「秦律雜抄」の戌律の記述を参考に「盛堵」という名前の牆壁を修理維持する労役と解している。³⁴この『校釈』の解釈に従うならば、この木牘は卒史と戌卒がそれぞれ所属する官府の牆壁を修繕する労役を行ったことを記していることになる。

以上のように、洞庭郡に駐屯する戌卒は、恐らく前漢中後期の居延地方と同様に点在する辺境防備施設に配属され雑務を担ったと思いが、辺境防備施設のみならず役所や官吏達の身边に配属される場合もあり、実に様々な労役を担っていたことがわかる。ただし注意しなければならぬのは、里耶秦簡は洞庭郡遷陵県城という県官府内で出土したものであるから、県所属官吏の身边の様子や官府に従事

する者達の様子が多く見えるのは当然のことである。さらに居延漢簡とは異なり、里耶秦簡は辺境の最前線から出土したのではないので、最前線の戍卒の様子はあまり反映されていないようである。

以上の例では、二例「更戍」と具体的な戍卒の形態を表記するものがあるほかは「戍卒」とのみ表記されているものもあり、戍卒の形態を区別していない例がある。従って例えば罰戍ほどの労役を担うのかといった点はここからうかがうことができない。この点について参考になるのが次の資料であろう。

8-1574,1787

徑廡粟米一石八斗泰半。 卅一年七月辛亥朔癸酉、田

官守敬・佐壬、稟人替出稟屯戍簪裏襄完里黑・十五(伍)

胸忍松塗増 I

六月食、各九斗少半。 令史逐視平。 敦長簪裏襄壞(襄)

德中里悍出。 壬手。 II

この木牘も穀物出倉簡であり「屯戍」の二人による穀物の受け取りに際し、「敦長簪裏襄壞(襄) 德中里悍」が穀物を出したことが記されている。屯戍の前者の出身地は「襄完里」とあり、これを『校釈』は「襄県完里」と解している。「襄県」について『漢書』地理志上は江夏郡としている。漢代の江夏郡は『中国歴史地図集』第二冊によれ

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

ば秦の南郡と衡山郡に跨った地域であるが、襄県の所在を明記していない⁽³⁵⁾。従って現段階では秦における襄県の具体的な位置は確定できず、ここではとりあえず南郡と衡山郡附近としておく。後者の屯戍の出身地「胸忍松塗」は巴郡胸忍県松塗里のこと。この資料で注目すべきは、罰戍がここでは「敦長」になっていることである。この「敦長」は「屯長」とも記され、従来軍隊のなかで最末端の兵卒をとりまとめる者とされ、謫戍として漁陽郡に派遣される予定であった陳涉・呉広も任命されたこと⁽³⁶⁾で知られる。そして本木牘で敦長に任命されているのは「簪裏襄壞(襄) 德中里悍」とあるが、これは第一節で引用した8781,1102簡に見える「罰戍簪裏壞(襄) 德中里悍」と同一人物であることは疑いない。すると罰戍が敦長に任命されていることになる。敦長に任命されている者は、他に8-349簡に

□□假追盜敦長更戍□

とあるように、更戍も任命されている例がある。すると戍卒の最末端を取りまとめる敦長に任命される者は更戍であるか罰戍であるかは問題とされていないことになる。つまり、戍卒は統属関係の上では更戍・罰戍・謫戍に区別はない。従って当時辺境には各種戍卒が派遣されていたが、派遣先では身分の区別なくみな同様の労働を割り当てられていた。このような状態からみると、彼らは区別なく一つの

統属関係上で統括されていたのだろう。でなければ労働の割り当ては非常に煩雑になるからである。8-132,334簡で応募の戍卒を管理していること、8-188簡で卒関連の簿籍を管理していることに鑑みると、彼らの上級の官とは尉官であったのだろう。

以上のように、戍卒の労役内容と統属関係を見てみると、洞庭郡では更戍や罰戍など各種戍卒が混在して労役を行っていたことがわかる。振り返って考えてみると、里耶秦簡の年代には統一秦の南方拡大政策が開始され、謫戍が派遣される年代と重なる資料が存在する。例えば8-151、8-1517簡はそれぞれ始皇三四年、三五年の紀年が記されている。これらは更戍が当時洞庭郡に駐屯していたことを示す資料であるから、このことは謫戍がさかんに派遣されていたとする伝世文献の記載からは知ることができなかったことである。すると里耶秦簡に見える当時の状況は伝世文献とは異なるはずである。これより改めて統一秦の謫戍について再解釈を行うことが可能になったと言える。本節で扱った状況と謫戍に関する検討を総合すれば、当時の辺境防備体制の一端がより立体的に把握できるはずである。

第三節 戍卒の内訳と伝世文献に見える謫戍

まず謫戍の従來說を見てみると、議論になっている焦点のひとつに内訳についての問題がある。すなわち、『漢書』卷四九鼂錯伝に

秦の戍卒、其の水土を能くせず、戍者は邊に死し、輸者は道に償す。秦民、行くに、棄市に往くが如し。因りて謫を以て之を發す。名づけて「謫戍」と曰う。先ず吏の謫有り及び贅婿・賈人を發し、後に嘗て市籍有る者を以てし、又た後に大父母・父母の嘗て市籍有る者を以てし、後に閭に入り、其の左を取る。

とあり、また『漢書』卷六武帝紀天漢四年条の顔師古注引張晏の説に

張晏曰く「吏の罪有る一、亡命二、贅壻三、賈人四、故と市籍有る五、父母の市籍有る六、大父母の市籍有る七、凡そ七科なり」と。

とある。一見してわかるように、鼂錯伝には亡命が入っておらず、張晏の説にはいわゆる「閭左」が含まれていないなど、「謫戍」の内訳については史料間に異同がある。また第一節引の『史記』秦始皇本紀には「諸嘗逋亡人」・「贅壻」・「賈人」及び「治獄吏不直者」とのみ記されており、

さらに鼂錯伝は秦の謫戍の様子を記したものであるが、張晏の説は前漢武帝期に行われた西域遠征の七科謫派遣に付された注という問題もある。以上のような史料上の問題を踏まえ、従来説では「謫」の概念について、すなわち当時何が「ツミ」と考えられ、「謫」とはどのような「ツミ」なのかという点を中心に議論が展開されてきた。このような諸問題の解明については現段階でも有効な資料に乏しく、本稿でも踏み込んだ検討は行わない。ただし今回公表された里耶秦簡に謫戍に関する資料が含まれている以上、これら一次資料の整理は当時の「謫」概念理解の一助となることは間違いない。現段階で可能なのは、里耶秦簡から得られた知見と伝世文献とを比較し、伝世文献がどの程度当時の状況を反映しているのかという点を探ることではなまいだろうか。本節ではこの点を他の資料を参考にしつつ見ていきたい。するとまず参考になるのは次の資料である。

8-466

城父繫陽士五(伍) 枯取(娶) 賈人子爲妻、戍四歲

8-466

城父繫陽士五(伍) 枯、賈人の子を娶りて妻と爲し、

戍四歲

ここでは四川郡城父県繫陽里の士伍枯が「賈人」の子を娶って妻とし、四年の戍辺刑が科されている。この資料は

『校釈』も指摘するように謫戍の内訳に見える賈人の派遣と密接に関連するものとして注目される。もともとこれは賈人そのものに戍辺刑が科されたのではなく、あくまで賈人と姻戚関係を結ぶことを禁じ、あえて結んだ者に対して戍辺刑を科す措置である。ただしここからは賈人と戍辺刑を関連づけようとする当時の法規定の傾向をうかがうことができよう。ここから推測すると、当時賈人とその親族を戍卒として辺境に派遣する措置も存在した可能性は十分にあり、従来、謫戍は本来的に移民的要素が強いので、賈人を謫戍として大量に辺境に派遣するのは非現実的とする意見もあり、賈人をめぐる問題は特に理解が難しいとされてきた。しかし本木牘のごとく就役する期間を定めて派遣するのであれば現実的な措置と考えることができる。ただし賈人そのものの派遣に関しては、現段階ではそれが適戍としてであったか戍辺刑としてであったかは判然としない。このように里耶秦簡中のいくつかの資料は謫戍とされた者達の実態が反映されている。しかもここでは戍辺刑と深い関係があるものとして見える点に特徴がある。そもそも秦漢律の戍辺刑を見てみると、吏卒の過失に科されるなど、大きく捉えれば謫戍との関連性を指摘できないでもなかった。しかし本木牘からは秦では戍辺刑と謫戍が明確に関連づけられていたことが指摘できよう。となると注目さ

れるのは第一節でみた「吏以卒戍」である。この形態はまさに伝世文献の「吏の謫ある者」に当てはまる。「吏以卒戍」は、他郡から派遣され、刑期が設けられていることから戍辺刑の一種である。従って彼らは謫戍としてではなく戍辺刑を科された者として辺境に派遣されていた。つまり彼らは当地では罰戍およびそれに類する「吏以卒戍」と表記され、謫戍とは区別されるべき者達なのである。何故ならば謫戍として派遣されているならば里耶秦簡では「適(謫)戍」と表記されるはずである。この点は伝世文献の記載とは異なる点と言えよう。

以上のように、里耶秦簡から見た洞庭郡における戍卒の派遣状況は、伝世文献の謫戍の状況とは大きく異なっていることがわかった。もともと里耶秦簡に「適(謫)戍」が見えることから、従来言われてきたように謫戍自体は行われていたことは確認できる。しかし、従来謫戍の範疇とされてきた身分の者が実際には戍辺刑による派遣であったり、正規徭役である更戍や応募の戍卒すらも派遣されていたのが当時の状況であった。従って当時の辺境には様々な種類の戍卒が派遣されていたのである。

今回公表された里耶秦簡中に見える謫戍の資料は非常に少なく、彼らがもともとどのような身分であったのかは判然としない。すなわち伝世文献に見える贅婚や閭左が里耶

秦簡中の謫戍の実態である可能性もある。この点は今後の資料の増加を待つて改めて検討する必要がある。ただ本稿では伝世文献中で謫戍として派遣されているものうちで、実際は別の形態で派遣されている形態があること、統一秦の辺境防備の実態は伝世文献とは異なり、各種の戍卒が混在していたということ、この二点に鑑みると、伝世文献は何故謫戍の派遣がことさら強調されてきたのか、伝世文献と実際の状況が異なる点をどのように理解すべきかという点が問題となろう。

この点については以下のように考えたい。すなわち、事実として当時謫戍は派遣されていたが、それと同時に他の更戍・罰戍・「吏以卒戍」・応募の戍卒も派遣されていた。彼らは謫戍とともに派遣され、ともに労役に従事していたため、伝世文献に記載される時点であるものは謫戍と同一視ないしは混同され、あるものは捨象されてしまった。そして統一秦の南方拡大政策の特徴として謫戍のみが持ちだされ、あたかも謫戍のみが派遣されたかの如き理解をされてしまったのであろう、と。おそらく当時謫戍は行われていたが「七科謫」という概念は存在していなかったと思いたい。ただし前漢武帝期には明確に七科謫を派遣した記載があり、⁽³⁸⁾少なくとも前漢武帝期には七科謫の概念は形成されていたようである。とすると統一秦の謫戍は前漢に存在し

た七科謫の概念に引きつけて考えられてしまった可能性もある。

以上のように謫戍の実態は同時代資料である里耶秦簡から見ると辺境防備の一部に過ぎず、実際には様々な理由により派遣されてきた戍卒が駐屯していた。振り返って考えると、洞庭郡は秦の六国統一過程のなかで新獲地として置かれた郡であり、さらに南方に進出しようとする秦の前線であった。従って当地の辺境防備の実態は、秦の新獲地経営と領土拡大政策の末端の様子であるはずである。では、この当地の様子は、戦国秦の東方進出及び六国統一から始皇帝の南方拡大政策に至るまでの歴史的な流れのなかでどのように位置づけることができるだろうか。

第四節 秦における辺境防衛と領土拡大政策

戦国秦の東方進出をよく伝える資料としては、睡虎地秦簡六号木牘に含まれる驚の私信が挙げられる。そこには、聞くならく、新地の城の空、多く實たざれば、且に故

民の爲に令の如くせざる有る者をして實さん、と。

とあり、当時の傾向として、秦が新たに獲得した土地で人員が足りない場合には「有爲不如令者」が派遣されていた。ここからは「有爲不如令者」が具体的にどのような者

であったかはわからないが、少なくとも違法行為を働いた者だとは推測できる。このように法に触れた者を前線に派遣する措置は戦国秦から見られるものである。これに対し同じように前線に派遣された戍卒の場合はどうであったかという点、周知の如く、秦律には戍律が存在し、それに定められている規定によって戍卒が派遣されていた。³⁹さらに秦律中には徭役の一種である「徭戍」という語も見えることから、秦では徭役の一種として戍卒労役が成年男子に課されていた。これは里耶秦簡でいう更戍にあたるものと言えよう。さらに応募の戍卒についても、第一節で触れたように戦国秦から行われている。また戍辺刑についても睡虎地秦簡中に見え、戦国秦から存在していたことが知られる。例えば、「秦律雜抄」第三三九—三四三簡簡に

軍中に稟するに當らずして稟する者は、皆な貲二甲、灋(廢)す。吏に非ざる毆(也)、戍二歳。徒食・敦(屯)長・僕射、告せずんば、貲戍一歳。令・尉・士吏、得ずんば、貲一甲。●軍人の稟を稟所及び過縣に買(賣)らば、貲戍二歳。同車食・敦(屯)長・僕射、告せずんば、戍一歳。縣司空・司空佐史・士吏の將者、得ずんば、貲一甲。邦司空は一盾。

とあるように、従軍中の食糧の取り扱いに関する過失・違反に対し戍辺刑を科す措置が見える。これらの戍辺刑を科

された者は里耶秦簡でいうところの罰戍にあたると言える。ただし罰戍に類する「吏以卒戍」が戦国秦に存在していたかは現段階では確認できない⁴⁰。上記「秦律雜抄」でも監督責任のある官吏が連坐で戍辺刑を科されてはいない。罰戍についても睡虎地秦簡中では確認できないが、以下のように「適臯」という語があったことが知られる。すなわち、「秦律一八種」司空律第二二八・二二九簡に

百姓の母及同姓（生）の隸妾爲る有り、適（謫）臯に非ずして冗邊五歳を爲さんと欲せば、興日を賞（償）う母く、以て一人を免じて庶人と爲し、之を許せ。

とあり、隸妾の身分解放規定のなかで、隸妾を解放する条件として隸妾の親族が自身の徭役義務日数（「興日」とは別に「冗邊五歳」、すなわち志願の辺境防備を五年行うことともに、その隸妾が「適（謫）臯」でないことが挙げられている。つまり戦国秦において「適（謫）」という概念自体は存在していた。現段階ではそれがいかなる概念か、また「冗邊五歳」といかなる関係にあるのかは判然としないうが、この「適臯」が里耶秦簡の「適（謫）戍」に結びつく概念であることは十分想定できよう。

このように見てくると、里耶秦簡に見える戍卒の形態のうち、更戍・罰戍・応募の戍卒については既に睡虎地秦簡の段階で確認できることになる。つまり戦国秦における戍

卒の派遣形態は、統一秦の南方辺境に限ってみれば罰戍を除いてあまり変化がないのである。となると統一秦の辺境防備は戦国秦の制度をおおよそ踏襲していたと言えるのではないだろうか。従って戦国秦において前線に派遣され秦の東方進出を支えた戍卒の制度は、六国統一の後もほぼ従来のまま辺境に適用され続けたのである。前述の通り、里耶秦簡の年代は南方拡大政策が推進されていた年代と重なる。するとこの拡大政策もおおよそ戦国秦の制度を新獲地に適用しつつ推進されていたと言えよう。その中でとりわけ「謫戍」が後世の批判的のの一つとなったのである。従って従来行き過ぎた拡大政策と見られた始皇帝による南方拡大政策とは、実際には戦国秦の東方進出の延長線上のものとして行われたと位置付けることができるのである。

おわりに

以上、里耶秦簡に見える戍卒の形態・労役内容を整理し、そこから謫戍の従来説を見直し、統一秦の辺境経営の歴史的位置について見てきた。本稿で指摘したのは以下の点である。

里耶秦簡に見える戍卒の形態は現在のところ「更戍」・「応募」・「罰戍」・「吏以卒戍」・「適（謫）戍」の五形態に

分類できる。「更戍」は通常徭役の戍卒、「冗募」は応募の戍卒、「罰戍」は戍辺刑による戍卒、「吏以卒戍」は官吏で戍辺刑を科された戍卒、「適（謫）戍」は謫戍による戍卒である。謫戍以外の戍卒は他郡から派遣され、任期が満了すれば帰還することができたが、謫戍は洞庭郡を本籍とするもとの移民である。謫戍以外の本籍の傾向を見ると、現在公表されている里耶秦簡では更戍は一つの郡県からまとめて派遣されており、他の戍卒はそれぞれ本籍地が散らばっているが洞庭郡近隣から派遣されている傾向が強い。彼ら戍卒は辺境防備のほか官吏の身の雑務・官府に上番しての労役・文書伝達など様々な労役を担っていた。これらの労役従事にあたっては各形態それぞれに差別化は図られておらず、皆同じ労役に従事していたと思しい。このように里耶秦簡からは当時の洞庭郡において様々な戍卒が様々な労役に従事している様子がうかがえるが、これは謫戍を強調する伝世文献からは知ることができなかったことである。これは伝世文献編纂の時点で謫戍が強調されるあまり他の戍卒の存在が謫戍と同一視されるか、捨象されてしまったからであった。さらに当時の洞庭郡に駐屯する戍卒の形態のなかには戦国秦に既に見えるものもある。これは当時の辺境経営とそれを起点とする南方拡大政策が制度上は戦国秦の東方進出の延長線上のものとして行われてい

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

たからである。

以上のような秦の辺境経営は後に起こる秦末の反乱により機能が停止し、楚漢抗争期を経て前漢に引き継がれることになる。前漢では郡国制の採用のもと「漢」と諸侯が截然と区別されたことにより、兵士を徵発する範囲（「漢」の郡県）、戍卒を派遣する地域も統一秦とは当然異なることが想定される。その中でいかに秦の制度を換骨奪胎したか、これが軍事制度における前漢の特質と言えよう。その一端が「二年律令」に垣間見えると言いうことができる。すると次なる課題は今回公表された里耶秦簡から得られた知見をもとに、前漢における戍卒の制度を読み直すことに言えよう。この作業は漢代兵役制度全体を読み直すことに繋がる重要なものと考えられる。これについては別稿で検討したい。

註

- (1) 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物所・龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年第一期)。
- (2) 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物所「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三年第一期)。
- (3) 湖南省文物考古研究所編『里耶発掘報告』(岳麓書社、

二〇〇七年一月)。

- (4) 里耶秦簡研究の専著としては現在までに王煥林『里耶秦簡校詁』(中国文連出版社、二〇〇七年九月)がある。

- (5) 二〇一二年一月一七—一九日には武漢大学にて武漢大学簡帛研究中心と北京大学出土文献中心の共催により「中国簡帛学国際論壇二〇一二—秦簡牘研究」が開かれた。これは北京大学蔵秦簡や新たに公表された里耶秦簡を中心とした国際学会であった。

- (6) 戊卒関係の論文は日中合わせて膨大な数に及ぶ。その代表的なものとは別稿で指摘したごとく山田勝芳・重近啓樹・藤田勝久各氏がまとめている。近年の研究としては註(4) 王氏論著第五章所収「里耶秦簡所見戊卒索隱」(初出は『簡帛研究二〇〇五』、広西師範大学出版社、二〇〇八年九月)、宋艷萍・邢学敏「里耶秦簡「陽陵卒」蠡測」(『簡帛研究二〇〇四』、広西師範大学出版社、二〇〇六年一〇月)、臧知非『秦漢賦役与社会控制』(三秦出版社、二〇一二年一月)、趙寵亮『行役戌備—河西漢塞吏卒的屯戍生活』(科学出版社、二〇一二年一月)などがある。

- (7) 註(1)及び(2)参照。

- (8) 『校釈』第八三頁。

- (9) 註(3)『里耶発掘報告』第一七九頁。

- (10) 后晓荣『秦代政区地理』(社会科学文献出版社、二〇〇九年一月)二五二頁。地理比定については后晓荣『秦代政区地理』(社会科学文献出版社、二〇〇九年一月)が触れているものはそれに従い、ないものについてはまず『漢

書』地理志を参照し、更に譚其驥『中国歴史地図集』でおおよその場所を確認した。

- (11) このことについては高村武幸『漢代の地方官吏と地域社会』第四部第二章「前漢西北辺境と関東の戊卒」(汲古書院、二〇〇八年一月)三八九、三九〇頁が触れている。

- (12) 睡虎地秦簡の釈文・図版は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年九月)に、簡番号は雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年九月)によった。

- (13) この「冗」字については「更」字の解釈と合わせて議論がある。すなわち、秦律中に「冗隸妾」・「更隸妾」の語があり、「二年律令」史律にも「冗」と「更」の使い分けが見られるため、「冗」は「更」の対立概念と見られている。その解釈については、広瀬薫雄氏は「冗」を常に上番勤務する「常勤」で、「更」は何ヶ月かに一回上番する「非常勤」の意とし、楊振江氏は「更」については広瀬氏と同意見であるが、「冗」は長期的に上番すること、例えば「冗募」は長期的に労働を志願する者とする。今回、戊卒の形態にも「冗」と「更」の概念が用いられていることがわかり、今後は戊卒の形態を手掛かりに「冗」と「更」の概念を定義づける必要がある。広瀬薫雄『秦漢律令研究』第三部第七章「張家山漢簡『二年律令』史律研究」(汲古書院、二〇一〇年三月、初出は『人文論叢』二〇〇四年版、武漢大学出版社、二〇〇五年一〇月)三四四頁、楊振江『秦漢簡中的「冗」・「更」与供役方式—從『二年律令』史

律』説起」(『簡帛研究二〇〇六』、広西師範大学出版社、二〇〇八年二月) 八二頁―八九頁。

(14) 『校釈』一九七頁。

(15) 『校釈』一九八頁。

(16) 『校釈』一九八頁。

(17) 尹湾漢墓木牘第五号木牘第一一、一二行目に「獄丞司馬敞正月十三日送罰戍上谷」、「左尉孫嚴九月廿一日送罰戍上谷」とある。尹湾漢墓簡牘の図版・釈文は連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』(文物出版社、一九九七年九月)により、釈文については中国簡牘集成編輯委員会編『中国簡牘集成』第一九卷(敦煌文芸出版社、二〇〇五年三月)も参照した。

(18) 戍辺刑については張伯元「爵戍考」(『出土法律文献研究』所収、商務印書館、二〇〇五年六月)、宮宅潔『中国古代刑制史の研究』第二章「秦漢刑罰体系形成史試論―腐刑と戍辺刑―」(京都大学出版会、二〇一二年一月)、拙稿「前漢初期における県の軍事組織について」(『史観』一六一、二〇〇九年)参照。ただし張氏論文は「戍辺刑」の語を用いていない。

(19) 『校釈』二二八、二二九頁。

(20) 註(17)参照

(21) もっとも上記捕律では「以卒戍邊…歳」の対象は吏・徒となっており、律文をそのまま読めば「徒」にも「以卒」がかかることになる。ただしこの捕律の場合は官吏も処罰

対象に加える必要があったため、「徒」にも「以卒」がかかる表記をする必要があったのだろう。実際には「徒」は罰戍として派遣されるはずである。

(22) 謫戍関係の先行研究は渡部武「秦漢時代の謫戍と謫民について」(『東洋史研究』三六一四、一九七八年三月)、高敏「労働人民は戍辺徭役的主要承擔者」(『睡虎地秦簡初探』増補版、万卷楼図書、二〇〇〇年四月)、臧知非「謫戍制の考析」(『徐州師範学院学报(哲学社会科学版)』、一九八四年第三期)、堀敏一「中国古代の身分制―良と賤」第四章「漢代の七科謫身分とその起源」(汲古書院、一九八七年一月)、盧星「試論秦漢謫戍の幾個問題」(『江西師範大学学报(哲学社会科学版)』、一九八八年第四期)、越智重明「戦国秦漢史研究2」(中国書店、一九九三年四月)、蔣非非「秦代謫戍・贅婿・閭左新考」(『北京大学学报(哲学社会科学版)』、一九九五年第五期)、瀬川敬也「謫考」(『仏教大学大学院紀要』二七、一九九九年)、池田雄一「中国古代の聚落と地方行政」第二章「秦漢時代における辺境への徙民」(汲古書院、二〇〇二年五月、初出は『白山史学』一一、一九六六年)、李玉福「論秦漢時代の謫發兵制和刑徒兵制」(『政法論叢』第六期、二〇〇二年一月)、方心棟「秦漢贅婿謫戍芻義」(『安徽教育学院学报』、二〇〇五年第四期)、註(18)張氏論文など参照。

(23) 本爰書については張朝陽「里耶秦簡所見中国最早民間遺囑考略」(簡帛網二〇一二年六月一日 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1707)参照。

(24) なお、「高里」については現在公表されている里耶秦簡の中でも比較的例が多い。「高里」が洞庭郡遷陵県属下の里であれば自然とそれに関する資料も多いはずであるが、無論このことは参考程度にしかならない。ここではとりあえず「高里」が見える資料を示しておく。

8:341

高里公士印 船□

8:431

□高里士五(伍)□

8:1410

高里公士印 三十五年産女□□

8:985

居貨士五(伍)高里惡祖。□ I

廿六年六月丙戌、司空長、佐郃符發弩守攀探・遷陵拔

前、以爲洞庭□□ II

8:1222

稟乏食、誠爲高里小男子賜。

(25) この点については李学勤「初読里耶秦簡」(『文物』、二〇〇三年第一期)が指摘している。

(26) 以上の竹簡釈文は陳松長「岳麓書院藏秦簡中的郡名考略」(『湖南大学学报(哲学社会科学版)』、二〇〇九年第二期)で初めて公表された。これを受けて曹旅寧氏はもと「縮請許而令郡有罪罰當戍者、秦原署四川郡。東郡・參川・穎川署江湖郡。南陽・河内署九江郡・南郡。上黨□邦、道當戍東故徼者、署衡山郡」という政令が存在したとする。

曹旅寧「岳麓書院藏秦簡叢考」(『華東政法大学学报』、二〇〇九年第六期)九八・九九頁。また王偉氏は〇三八三号簡の未読字を「臣」としている。王偉「岳麓書院藏秦簡所見秦郡名称補正」(『考古与文物』、二〇一〇年第五期)九・一〇〇頁。

(27) 『校釈』一一九頁。

(28) 「秦律雜抄」第三六八―三七〇簡に「戍者城及補城、令姑(嫖)堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將者、貨各一甲。縣司空佐主將者、貨一盾。令戍者勉補繕城、署勿令爲它事。已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事、使者貨二甲」とある。

(29) このような労役は後漢のいわゆる「更賤の小史」の労役に近いものではないだろうか。「更賤の小史」についてはつとに渡邊信一郎『中国古代の財政と国家』第一部第三章「漢魯陽正衛彈碑小考」(汲古書院、二〇一〇年九月、初出は一九九二年度科学研究費補助金総合a報告書『中国出土文字資料の基礎的研究』、一九九三年)一二四―一二七頁が触れている。なお8811572簡には「錢三百五十。卅五年八月丁巳朔癸亥、少内沈出以購吏養城父士五(伍)得。得告戍卒贖耐罪惡」とあり、「吏養」という職務が見える。これは8130190193に見える「吏僕養者」の略称であろう。すると本木牘の城父県の士伍得は「吏僕」ということになり、また彼の本籍が四川郡城父県であることを勘案すると彼も戍卒として洞庭郡に派遣されてきたのかもしれない。

(30) このような居延地方の戍卒の様子についてはもともと中国の研究が非常に多く、李振宏『居延漢簡与漢代社会』(中華書局、二〇〇三年一〇月)、註(6) 趙氏論著など著者も出版されている。わかりやすくまとめられているものとしては初山明『漢帝国と辺境社会』(中公新書、一九九四年四月)が挙げられる。

(31) 「徒」については多くの研究が刑徒と解釈しているが、専修大学『二年律令』研究会のように徭役に徴発された民と解する研究もある。専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注(四)——告律・捕律・亡律——」(『専修史学』三八、二〇〇五年)一八三頁。

(32) 8110669簡は本木牘とほぼ同内容のものであるが、双方の関係は今のところ判然としない。

(33) 『校釈』四五・四六頁。

(34) 註(28)引「秦律雜抄」第三六八—三七〇簡参照。

(35) 周振鶴氏も襄陽の位置を不詳としている。周振鶴『漢書地理志匯釈』(安徽教育出版社、二〇〇六年六月)一四一頁。

(36) 『史記』卷四八陳涉世家に「陳勝・吳廣皆次當行爲屯長」とある。

(37) 『校釈』一六一頁。

(38) 『漢書』卷七武帝紀天漢四年条に「四年春正月、朝諸侯王于甘泉宮。發天下七科謫及勇敢士」とある。

(39) 現段階では睡虎地秦簡及び岳麓書院藏秦簡に「戍律」が存在する。陳松長「岳麓書院藏秦簡綜述」(『文物』二〇〇

里耶秦簡よりみた秦の辺境経営

九年第三期) 八六頁。

(40) ただし『墨子』号令篇に「城外令任、城内守任。令・丞・尉亡得入當滿十人以上、令・丞・尉奪爵各二級。百人以上、令・丞・尉免以卒戍」とあり、官吏が戍辺刑を科されている例が見える。『墨子』号令篇は秦律との関係も指摘されており重要な資料であるが、本段が実際に秦の状況を示しているかどうかは慎重になる必要がある。